

NISHIMURA & ASAHI

2023年 第2四半期 (4-6月)

ASIAN LEGAL UPDATE

インドネシア	1
マレーシア	2
フィリピン	3
シンガポール	4
タイ	5
ベトナム	6
インド	7
ミャンマー	8

1. 2023 年 KPPU 規則第 3 号及び 2023 年政令第 20 号:新しい企業結合届出規則及び手数料

インドネシア企業競争監視委員会(Komisi Pengawas Persaingan Usaha)(以下「KPPU」という。)は、新しい企業結合届出規則である 2023 年 KPPU 規則第 3 号(以下「**2023 年規則第 3 号**」という。)を公布した。2023 年規則第 3 号は、従前の企業結合届出規則である 2019 年 KPPU 規則第 3 号(以下「**2019 年規則第 3 号**」という。)を廃止し、これに取って代わるものである。以下に、2023 年規則第 3 号の主な要点を簡単に述べる。

(i) 企業結合届出要件:F2F(Foreign to Foreign)取引における地域関連基準

2023 年規則第 3 号によると、**全ての**取引当事者がインドネシアにおいて資産又は売上げを有する場合にのみ、企業結合届出の義務が生じる。これは、取引当事者の **1 者**でもインドネシアに資産又は売上げを有する場合には企業結合届出義務が生じていた 2019 年規則第 3 号に基づく制度と比べて注目すべき変更である。

(ii) 資産価値の計算

2019 年規則第 3 号及び 2023 年規則第 3 号はいずれも、資産基準の計算にあたっては、全ての当事者の資産を合算する。重要な相違点は、2019 年規則第 3 号では、全ての当事者の合計資産を世界ベースで計算する一方、2023 年規則第 3 号では、インドネシア国内の資産のみを計算することである。

上記のほか、2023 年政令第 20 号に基づき、2023 年 5 月 5 日から、政府は、申請者(すなわち買収企業)に、次の計算式を用いて算定する企業結合届出手数料を課す。

0.004% × [合計資産価値又は合計売上げ額のいずれか低い方]

手数料は 1 億 5000 万ルピア(1 米ドルを 15,000 ルピアとした場合、約 10,000 米ドル。)を上限とし、例えば、提案された取引が政府の政策によるものである場合など、一定の条件の下で免除される。

2. 2023 年政令第 25 号

鉱区に関する 2023 年政令第 25 号(以下「**2023 年政令第 25 号**」という。)は、従前の 2010 年政令第 22 号に基づく制度における問題点のいくつかについて、明確性の欠如に対処することを目的として、従前の規則よりも詳細な規定(鉱区の割当に関連するものを含む。)を定めている。2023 年政令第 25 号によって導入された主要な変更の 1 つは、エネルギー・鉱物資源省が、とりわけ、民間企業(一定の規制上の要件を満たすことを前提とする。)を、金属鉱物又は石炭の鉱業区域の割当並びに石炭の開発及び採掘に関連する研究及び調査活動を行うよう任命することが可能である点である。指定された区域が「**鉱業区域**」に指定されている場合には、研究及び調査活動を行うよう任命された法主体は、当該区域の入札に参加する権利を有する。

3. 省エネルギー

2023 年 6 月 16 日、政府は、省エネに関する新しい政令を公表し、同内容に関する別の政令を撤回した。新たな 2023 年政令第 33 号において特筆すべき事項は、以下のとおりである。

- (i) 省エネの義務を履行しない者に対する阻害要因としての罰金の廃止
- (ii) データ共有と情報へのアクセスの規制
- (iii) 省エネ実施のための情報データシステムの標準化、管理、開発を政府に義務付け
- (iv) 投資適格エネルギー診断、省エネプロジェクト融資、エネルギー性能の測定・検証など、省エネサービス事業の基盤構築

この政令の多くの分野は、省令を含む施行規則によってさらに規制される。

1. 2023 年改正破産法案の可決

2023 年改正破産法案(Insolvency (Amendment) Bill 2023。以下「**本法案**」という。)は、2023 年 5 月 24 日に下院で可決され、上院に提出される予定である。本法案の施行日は、本稿執筆時点では定められていない。本法案は、破産者の福祉を維持するという政府の意向に沿って、マレーシアにおいて、より効果的な破産管理及び免責手続を提供することを目指している。本法案によって導入された主要な改正案の概要は以下のとおりである。

(i) 免責される個人の破産者の区分の導入

本改正により、債権者から異議を申し立てられることなく破産免責の資格を得ることができる個人の破産者の 2 つの区分が新たに導入された。

- (a) 精神障害のために自己管理が不可能な破産者で、公立病院の精神科医による診断証明を受けた者。
- (b) 70 歳以上の破産者であって、財産の管理に寄与することができないと破産局長(Director General of Insolvency)が認めた者。

(ii) 早期自動免責規定の緩和

- (a) 本改正により、破産者は、(1)破産者の資力を考慮して、破産者の財産の管理のために破産局長が定めた金額を支払い、かつ、(2)破産者が破産局長に対して所定の金銭及び財産の報告を行う義務を履行した場合には、破産者の申告書(statement of affairs)の提出の日から 3 年の経過後、自動的に免責されることとなる。
- (b) 本改正により、破産者が 1967 年破産法に基づく義務を遵守しない場合、破産局長は予防措置として 2 年間を超えない期間破産者の自動免責を停止する権限を有する。

(iii) 破産管理における電子通信の使用

本改正は、(a)債権者集会の実施のために使用される遠隔通信技術(ライブビデオリンクなど)であって、その使用が債権者の過半数にとって便宜であると破産局長がみなしたものと及び(b)1967 年破産法に基づく通知及び書類の送達のために使用される電子通信であって、受領者がその使用について同意を与えているもの使用を認めている。

2. LEAP 市場から ACE 市場への上場枠組みの移転

マレーシア証券取引所は、LEAP 市場から ACE 市場への上場枠組みの移転(以下「**LEAP 市場移転枠組み**」という。)の修正を発表した。LEAP 市場は、2007 年資本市場及びサービス法(Capital Market and Services Act 2007)に規定されている認定投資家、富裕層及び個人という洗練された投資家のみがアクセスできる適格市場である。したがって、LEAP 市場から一般投資家及び個人投資家に開放されている ACE 市場への移転は、より多くの投資家に市場アクセスを提供することになる。

2023 年 4 月 1 日に施行された LEAP 市場移転枠組みでは、LEAP 市場に上場している企業について以下のとおり定められている。

- (i) 少なくとも 2 年間上場を維持しなければならない。
- (ii) ACE 市場への移転に基づく発行価格の公正性及び合理性を示すために、明確かつ透明性のある価格決定方法が整備されていることを実証しなければならない。
- (iii) 全ての株主に対して、株主にとって公平な、Take-Overs and Mergers Code に準拠したイグジットオファーを提供するか、又は、その他の代替的なイグジットメカニズムを提供することを選択することができる。
- (iv) LEAP 市場に上場している企業が ACE 市場への上場のために LEAP 市場での上場を廃止しなければならない従来とは異なり、ACE 市場への移転及び上場が完了した場合に限り、LEAP 市場での上場が廃止される。

1. 公共サービス法施行規則

国家経済開発局より、改正共和国法第 11659 号又は公共サービス法(以下「公共サービス法」という。)に関する施行規則(以下「施行規則」という。)が公布された。2022 年に可決された公共サービス法により、100%外国資本企業がフィリピン国内において公共サービスを運営することが可能となったが、外資企業の認可に先立つ指針の策定などの調整に時間を要した。

施行規則の内容は、公共サービス法に既に規定されている重要な変更点を補足するものだが、一部の規定の内容がより明らかにされた。一例として、持ち株会社又は親会社の所有形態に応じて、「外国政府企業」の判定基準が子会社にも適用されると定められた。外国政府の子会社支配形態について、当該子会社の議決権の過半数を外国政府が有しないといった限定的な状況においても当該子会社の行動や判断に実質的に影響を及ぼすとし、どのような支配形態の場合に子会社が「外国政府企業」と判定されるかについても明示された。公共サービス法は、外国政府又は外国政府が所有・支配する企業に対し、公共サービス法の発効後に追加の資本投資を行うことを既に禁止しているが、施行規則において、公共サービス法の発効前に基幹インフラに分類される公共サービスに既に投資している企業に対し、当該投資を維持することができ、投資撤退は不要であることが明示された。

また、基幹インフラ(通信など)への外国投資の許可に関連する互恵要件として、(a)フィリピン国民が外国人の母国における農業、工業及びサービス業に関する活動に対し、50%超の株式を保有することが許可されており、(b)外国人の母国において、フィリピン国民が農業、工業及びサービス業に関連する経済活動に同じ額の資本投資を行うことが許可されていれば、互恵要件を満たしたとみなされる。

施行規則の施行日は 2023 年 4 月 4 日であるが、公共サービス法によって自由化された産業を外資が完全保有するための手続の開始が望まれる。これらの産業の一例として、空港、鉄道、高速道路、通信など、公共サービス法の改正前は外資が 40%に制限されていた分野が挙げられる。

2. 金融商品・サービス消費者保護法施行規則

2023 年 4 月 25 日に、フィリピン証券取引委員会(以下「SEC」という。)より、共和国法第 11765 号又は金融商品・サービス消費者保護法施行規則(以下「施行規則」という。)が公布された。同法及び施行規則に基づき、投資アドバイザーに対し、SEC の管轄する金融商品に関する助言を提供する際には、事前に免許を取得し登録することが義務付けられた。施行規則によれば、投資アドバイザーとは、電子その他の手段を問わず、直接に又は刊行物若しくは書面を通じ、投資商品の価値、及び投資若しくは売買の推奨について他者に助言する業務に従事し報酬を得る者、又は投資商品に関する分析若しくはレポートの発行を通常業務として行い報酬を得る者をいう。対象となる金融商品・サービスは、金融サービス業者が開発又は販売するものをいい、預貯金、クレジット、学資保険商品、医療保険商品、証券、投資、支払、送金その他これらに類する商品並びにサービスなどが含まれる。また、デジタル手段を通じてアクセス・提供可能である多様な金融サービスに関するデジタル金融商品・サービスも含まれる。

施行規則に基づく投資アドバイザーの登録手順は現在も策定中であり、当面の間、SEC は全ての投資アドバイザーに対し、SEC 所定の要件・手順に従い、投資アドバイザー登録を希望する旨を記載した書面を 2023 年 8 月 12 日までに提出するよう求めている点に留意が必要である。フィリピンの金融商品への投資を顧客に助言する者又は企業は、施行規則に基づく投資アドバイザー登録(及び 2023 年 8 月 12 日までの書面提出)について検討する必要がある。

1. デジタル決済トークンサービスの投資者保護措置

2023年7月3日、シンガポール通貨金融庁(以下「MAS」という。)は、デジタル決済トークン(以下「DPT」という。)サービスプロバイダに関して、年末までに、顧客資産を法定の信託のもとで保管しなければならないという義務につき、発表した。これは、顧客の資産の喪失又は悪用のリスクを軽減し、かつ DPT サービスプロバイダが支払不能に陥った場合に顧客の資産の回収を容易にすることを意図したものである。また、MAS は、DPT サービスプロバイダが小売顧客による DPT トークンのレンディング及びステーキングを奨励することを制限する。これらの措置は、投資家保護と DPT サービスにおける市場の健全性を強化するための規制措置に関する 2022 年 10 月のパブリックコンサルテーションを受けて導入された。特に、DPT サービスプロバイダに対し、顧客の資産を自社の資産と信託資産から分離すべきこと、顧客資産につき毎日照合を行って適切な帳簿と記録を保存すべきこと、シンガポールの顧客の DPT へのアクセスと運用管理を維持すべきこと、カストディ機能が他の事業部門から運用上独立していることを確保すべきこと、及び DPT サービスプロバイダが顧客資産を保有することに関連するリスクについて顧客に明確に開示すべきことなどを定めている。

これらの義務は、2019 年決済サービス規則の改正により施行されるが、MAS は現在、2023 年 8 月 3 日までパブリックフィードバックを求めている(<https://www.mas.gov.sg/publications/consultations/2023/consultation-paper-on-proposed-amendments-to-the-ps-regs>)。

2. 2023 年会社、事業信託その他の機関(諸改正)法

2023年7月1日の発効により、1967年会社法(以下「会社法」という。)、2004年事業信託法、2018年変動資本金会社法及び1977年シンガポール労働基金法の改正法が施行された。これらの改正は、市場の信頼を維持し、公共の利益を守る一方で、より事業に優しい環境を促進することを目的としている。

2023 年会社、事業信託その他の機関(諸改正)法により施行された主な改正事項は次のとおりである。

- (1) 完全なバーチャル・ミーティング又はハイブリッド・ミーティング(物理的な会議に加えて行われる。)の開催は、すべての会社、事業信託及び変動資本金会社に対して許可される。シンガポールの上場会社については、カタリスト規則のプラクティスノート 7E(総会)及びメインボード規則の改正プラクティスノート 7.5(総会)に基づき、シンガポール取引所(SGX)は、発行者は完全なバーチャル総会を開催してはならず、完全に物理的な会議をシンガポールにおいて開催するか、シンガポールの物理的な場所及び当該場所に物理的に立ち会うことなく会議に参加することができる技術を組み合わせたハイブリッド会議を開催することができることを明確にしている。さらに、シンガポールの株主に実質的には参加を認めずにシンガポール国外で株主総会を開催する発行会社は、シンガポールの物理的な場所で株主のための説明会を開催すべきである。
- (2) 現在では、会社の定款に規定されるものとするのではなく、全ての会社が電子的手段による委任状の受理を義務付けられている。これは、株主が議決権を行使するために代理人を選任することを容易にすることにより、株主の関与を促すことを意図するものである。
- (3) 少数株主をより保護するために、会社法第 215 条に基づく強制的株式取得の基準の計算に変更が加えられた。特に、申込者と関係のある者が保有する株式は、強制取得の 90%承認基準の計算対象から除外される。
- (4) 会社法第 155A 条に基づく、取締役就任資格喪失の制度の改正。(i)初めて取締役資格を剥奪された者の自動的資格喪失の期間が 5 年から 3 年に短縮され、かつ(ii)高等裁判所に対して許可を求める資格喪失取締役の既存の権利に加えて、登録官が資格を喪失した取締役に許可を与える権限が与えられている。
- (5) 会社(外国会社を含む。)の財務諸表又は損益計算書が真実かつ公正な見解を示しておらず、かつ、所定の会計基準を遵守していないことに係る犯罪についての最高刑が引き上げられ、250,000 シンガポールドルの罰金(詐欺の意図がない場合)及び 250,000 シンガポールドル以下の罰金及び/若しくは 3 年以下の禁固刑(詐欺の意図がある場合)となった。このような最高刑引き上げの目的は、犯罪の重大性を反映し、不正行為を抑止することにある。

1. 新規発行株式の募集の承認に関する改正

2023年5月15日に資本市場監視委員会(Capital Market Supervisory Board)による「新規発行株式の募集に対する承認及び承認の付与に関する通達 No.TorJor5/2566号(第15号)」(以下「CMSB 通達」という。)が官報に掲載され、2023年5月16日に施行された。このCMSB 通達により、持株会社による新規発行株式の募集に係る追加規則及び例外規定について第26条が改正されている。前回の通達では、株式の発行者(持株会社)は、株式の公募(IPOを含む)を実施するにあたり、その子会社における持株比率に応じて当該子会社の取締役及び執行役を任命しなければならないと規定されていたところ、子会社又は関連会社における持株比率に応じて執行役を任命しなければならないとする要件が撤廃され、持株比率に応じて取締役を任命することのみが定められている。さらに、CMSB 通達に付記された例外規定により、発行者に制限がある場合や、持株比率に応じて子会社の取締役となる者を派遣することができない場合には、発行者の当該子会社における持株比率に応じて、その事業運営及び財政状態にとって重要な事項に係る会社経営の監督又は意思決定を確実に行うことができる仕組みを明示することができる。

2. 会社の設立、増資及び増資新設合併の登記に係る書面

2023年4月11日に中央会社・パートナーシップ登記事務局の「会社の設立、増資及び増資新設合併の登記に関する規則及び補助書面に関する命令」(以下「本命令」という。)が官報に公告され、2023年2月7日に施行された。本命令により、会社は、その登録資本金が5百万バーツを超える増資を希望する場合、増資分の出資金の払込みを受けたことを示す銀行取引明細書(登録資本金の全額を示すものではない。)を提出することが求められる。増資を伴う新設合併の場合、増資分の出資金の払込みを受けたことを示すサイン権限を有する取締役の銀行取引明細書を会社設立の申請書と合わせて提出しなければならない。合併により新設された新会社は、設立から15日以内に、当該取締役から増資分の出資金の払込みを受けたことを示す銀行取引明細書を提出しなければならない。

3. 電子システムを介した労働紛争の調査

2023年5月22日に「電子システムを介した調査に関する労働関係委員会規則 B.E.2566(2023)」(以下「本規則」という。)が官報に掲載され、2023年5月23日に施行された。本規則は、労働関係法 B.E.2518(1975)(以下「労働関係法」という。)に基づき、労働紛争に関する調査の手続きを定めている。労働関係法第8条により、労働関係委員会事務局は、申立て及び労働紛争に関する予備調査を行う権限を有する。本規則により、労働者、使用者、労働関係委員会及びその他の利害関係者がかかる労働紛争について検討し、解決することを容易にするため、労働関係委員会が電子システムを介して調査を行うことが認められている。電子システムを介して行われる調査の場所は、「適切」で(騒音による妨害がない。)、非公開(権限のない者が立ち入ることができない。)でなければならない。調査において、調査の当事者及び証人は、労働関係委員会による本人確認のために、その身分証又はパスポートを画面を通して提示しなければならない。

4. 生命保険及び損害保険の顧客個人情報の保護

保険委員会事務局の「生命保険業における顧客個人情報の保護のための規制に関する通達 B.E.2564(2021)」及び「損害保険業における顧客個人情報の保護のための規制に関する通達 B.E.2564(2021)」が2023年4月27日に官報に掲載され、2023年6月1日から施行された。いずれの通達も、保険会社による個人情報の収集、使用及び開示に関する規定を定めている。例えば、データ管理者である保険会社は、収集した個人情報の最低保管期間などを定めた個人情報の収集についての会社方針を定めなければならない。また、保険会社は、顧客が複数の保険証券を有する場合、顧客の個人情報を収集することについて、当該顧客の同意を保険証券の初回購入時に一度だけ求めることで足りる。

1. 2050年までを視野に入れた2021～2030年までの国家電源開発計画の承認決定 No.500/QD-TTg(「PDP VIII」)

新たな国家電源開発計画が策定され、2023年5月15日に発効した。PDP VIIIは、国家のエネルギー安全保障を確保し、ベトナムのネット・ゼロエミッションと公正なエネルギー移行に関する国際的な公約を達成するために、ベトナムにおけるエネルギー開発のための以下の主要な枠組みを提示している。

- (1) 再生可能エネルギーが奨励され、(i)陸上風力発電が2030年までに21,880MWに、内需用洋上風力発電が2030年までに6,000MW、2050年までに70,000 - 91,500MWに、(ii)屋上太陽光発電は制限なしに奨励され、特に、自家消費及び電力不足のリスクがある地域については、2050年までに168,594 - 189,294MWに達することを目指し、(iii)バイオマス発電及び農業、林業、木材生産からのごみや固形廃棄物からの発電は、2050年までに6,015MWに達するようにする。水力発電に関しては、2050年までに総発電容量が36,016MWに達するよう、特定の選ばれたプロジェクトのみが拡張される可能性がある。石炭火力発電は奨励されず、2030年までは、改訂PDP VIIに記載され、投資建設中のプロジェクトのみが維持される可能性があるが、すべての石炭発電所は、2050年までにバイオマス又はアンモニア発電に転換されなければならない。
- (2) PDP VIIIは500kV及び220kV送電網の整備を示しているが、地域間送電は制限され、2030年までは地域間送電線の新設は最小限に抑えられる。
- (3) 商工省は、洋上風力発電開発の試験的な枠組み、直接電力購入の最終枠組み、屋上太陽光発電開発の枠組みを含めたPDP VIIIの実施計画を作成する。

2. 個人情報保護に関する政令 No.13/2023/ND-CP(「PDPD」)

PDPDは、ベトナムにおける初めての包括的な個人情報保護規程となることを期待されて2023年4月17日に公布され、2023年7月1日に発効した。特筆すべき点は以下の通りである。

- (1) ベトナムの事業者及び個人の他に、PDPDは、ベトナムに所在する外国の事業者及び個人、並びにベトナム国内の個人情報の処理に直接従事又は関係する外国の事業者及び個人にも適用される。
- (2) PDPDは、同意権、異議申立権、データ処理の制限など、データ主体の11の法的権利を明確に規定している。
- (3) PDPDは、データ処理に係るすべての活動について、法令で規定される一定の例外を除いて、データ主体の同意を必要とする。同意を求める場合には、データ主体に対して、処理するデータの種類、データ処理の目的、データを処理する主体、データ主体の権利など、データ処理に関する完全な情報が提供されなければならない。
- (4) データ管理者又は(場合に応じて)データ管理及び処理機関は、データ処理影響評価書を作成し、データ処理開始後60日以内に所管官庁に送付し、審査及び監督を受ける必要がある。
- (5) ベトナム国民の個人データは、データ移転者が海外データ移転の影響評価書を作成し、データ処理の開始から60日以内に管轄当局に送付する場合に限り、海外に移転することができる。

3. 土地法の施行に関する政令の条文を修正・補足する政令 10/2023/ND-CP号 (「政令 10号」)及びオフィシャルレター3382/BTNMT-DD¹

2023年4月3日に発行され、2023年5月20日に発効した政令10号及び政令10号の詳細な指針であるオフィシャルレター3382/BTNMT-DDは、ベトナムにおける長年の土地関連問題に対処するための新たな一歩であり、要点は下記の通りである。

- (1) 国による土地の割当て又は土地の賃貸借のための土地競売において、入札者があらかじめ支払うべき保証金の額を増額し、競売開始価格をベースとした土地区画の総価格の20%に固定する。
- (2) 観光宿泊の用に供する建築物であって、土地、建築及び不動産事業に関連する法律に定められた要件をすべて満たすものについては、非居住用建築物の所有権証明書の発行を受けることができる。これらの建築物には、ホテル、コンドテル、観光用ビラ、及びオフィステルが含まれる可能性がある。

¹ 当該オフィシャルレターは、政令10号の詳細な指針を提供する。なお、ベトナムのオフィシャルレターの法的効果は、法律文書ではないため明確ではないが、ベトナム当局は、法律規則を解釈し、適用するために、実務上、オフィシャルレターを参照することがある。

1. 上位の上場企業に、自社に関する「噂」の承認・否定・明確化を義務化

インド証券取引委員会(SEBI: Securities and Exchange Board of India)は 2023 年 6 月 14 日、2015 年 SEBI(上場義務及び開示要求)規則を改正し(以下「本改正」という。)、インド上場企業の上位 100 社につき 2023 年 10 月 1 日から、また上位 250 社につき 2024 年 4 月 1 日から、主要メディア(mainstream media)で報道された自社に関する事象又は情報について、事実と認めるか、否定するか、より明確に説明するかのいずれかの対応を義務付けた(上位 100 社及び 250 社は直近会計年度末の時価総額で決定される。)。対象となる事象や情報は、一般的なものは含まれず、直近で起こりうる具体的なものに限られる。対象となる企業は、そのような報道がされてから可及的速やかに、遅くとも 24 時間以内に対応が必要となる。また、報道された事象や情報を認める場合は、その時点での最新状況についても開示しなければならない。

本改正前は、上場企業は、報道された事象や情報については、各社の判断で認否を開示するとされていた。本改正は、ニューヨーク証券取引所ほか他国の制度を参考に、誤った市場評価の形成を防止すべくインドにおける上場企業の開示制度を強化したものである。

2. 上場企業の経営に影響のある契約を上場企業が当事者でないものも含めて開示義務化

本改正は、上場企業の株主、プロモーター、プロモーターグループ企業、関連当事者、取締役、主要経営責任者、従業員(以下総称して「該当者」という。)、又は当該上場企業の持株会社、子会社、関連会社の該当者が、該当者間で、又は当該上場企業との間で、又は第三者との間において、直接又は間接に又は潜在的に又はその目的及び効果として、当該上場企業の経営若しくは支配に影響を与え、又は当該上場企業に制約を課し若しくは責任を負わせる契約を締結した場合、当該該当者は、当該上場企業が当事者となっていない契約も、かかる契約が締結されてから 2 営業日以内に、これを当該上場企業に開示することを義務付けた(ただし、当該上場企業自身が当事者となっている契約は除く。)。開示をうけた上場企業はかかる内容を証券取引所に開示し、年次報告書に記載しなければならない。

本改正は該当者と上場企業及びその株主との間の情報の非対称性を解消する目的のもので解される。例えばプロモーターが当該上場企業の経営又は支配に影響を与えたり当該上場企業に関する行為を制約する契約(例えば株式の譲渡)を第三者(例えばレンダー)との間で締結する場合、当該上場企業やその株主はそれを知らされないこともあり、そのような場合も本改正の対象となる。

本改正は 2023 年 7 月 14 日に施行されたが、前述の要件に該当する契約で同告示日時点で既に存在するものについても該当者の開示義務は適用される。

1. 投資・企業管理局が定める年次報告提出時の要件

2023年4月1日、投資・企業管理局(Directorate of Investment and Company Administration)は、会社がその設立登記日から2か月以内に提出することになっている最初の年次報告(annual return、以下「AR」という。)を提出する際の追加提出書類6点(Myanmar Companies Online システムにおいて表示される株式の払込済資本が、当該会社名義で開設された銀行口座に送金された証拠等)を定めた通知(以下「本通知」という。)を発出した。ARの提出に関して本通知を遵守しなかった場合、登記官は、ミャンマー会社法の第430条(d)に基づく措置を講じることになり、最終的には、当該会社の登記の抹消のペナルティが課せられる。

2. 輸出入事業に関する変更

商業省(以下「MOC」という。)は、2023年5月10日に、新たな輸出入業者登録令である、告示第35/2023号(Notification No. 35/2023)(以下「輸出入業者登録令」という。)を発出した。輸出入業者登録令において、MOCは、輸出入事業への従事を希望する者に関して新たな登録権を導入し、それらを次の2つの区分に分類した。(i)商取引を目的としてミャンマーにおいて物品の輸出又は輸入を行う者は、輸出入業者登録証が必要となる。(ii)商取引を目的とせずに、ミャンマーにおいて物品の輸出又は輸入を行う者は、輸出入事業登録証が必要となる。輸出入業者登録証/輸出入事業登録証を申請する資格を有する個人又は組織については、当該証書を取得した保有者に関する権利を含め、輸出入業者登録令に定められている。登録期間及び登録料は、申請者の種類によって異なる。さらに、輸出入業者登録証/輸出入事業登録証の申請及び更新手続に係る詳細な要件も、輸出入業者登録令に定められている。輸出入業者登録証/輸出入事業登録証は、MOCの貿易局(以下「DOT」という。)において申請することができる。

3. ミャンマーにおける商標法の施行に関する最新情報

本四半期間に、ミャンマーにおける商標登録手続に大幅な変更があった。この変更は、告示第82/2023号(Notification No. 82/2023)に基づき、2023年4月1日に商標法が施行されたことに伴うものである。

商標法の施行後、MOCは、下位規範として2023年3月31日付け商標規則を発出した。同規則には、登録に係る詳細な要件、商標の基準、商標の記述に係る要件、商標の審査、登録の異議申立て、再出願手続、出願の訂正、更新手続、登録商標の所有権移転その他関連する事項など、商標登録出願に係る実質的な手続が定められている。また、告示第1/2023号(Notification No. 1/2023)において、商標登録の出願の種類に応じた手数料が定められている。例えば、商標登録の出願手数料は、150,000 ミャンマーチャット(約10,300円)である。

編集者

鈴木 多恵子(パートナー、東京事務所)
杉谷 真(アソシエイト、東京事務所)
小川 莉央(アソシエイト、東京事務所)
宮関 貴臣(アソシエイト、東京事務所)

Contacts



インドネシア
[ジェン・エリザベス・ドノウ](#)
提携事務所パートナー、
Walalangi & Partners
idonauw@wplaws.com



インドネシア
[ハンス・アディプトラ・クルニアワン](#)
提携事務所パートナー
Walalangi & Partners
hadiputra@wplaws.com



インドネシア(和文監修者)
[吉本 祐介](#)
インドネシアプラクティスパート
ナー、東京事務所
y.yoshimoto@nishimura.com



マレーシア(和文監修者)
[眞榮城 大介](#)
パートナー、シンガポール事務
所
d.maeshiro@nishimura.com



マレーシア
[ワンメイ・リヨン](#)
提携事務所パートナー、
WM Leong & Co 代表
w.m.leong@nishimura.com



フィリピン
[ミシェル・マリエ・F・ヴィラリカ](#)
カウンセラー、シンガポール事務
所
m.villarica@nishimura.com



フィリピン
[ステフィ・サリス](#)
アソシエイト、シンガポール事務
所
s.sales@nishimura.com



フィリピン(和文監修者)
[佐藤 正孝](#)
パートナー、シンガポール事務所
m.sato@nishimura.com



シンガポール
[メリッサ・タン](#)
アライアンス事務所ダイレク
ター、Bayfront Law
melissa.tan@bayfrontlaw.sg



シンガポール
[チン・スーシャン](#)
アライアンス事務所アソシエイト、
Bayfront Law
suxian.chin@bayfrontlaw.sg



シンガポール(和文監修者)
[吉本 智郎](#)
パートナー、シンガポール事務所
t.yoshimoto@nishimura.com



タイ
[ジラボン・スリワット](#)
パートナー、バンコク事務所
共同代表
j.sriwat@nishimura.com



タイ
[アピンチャー・サーンティカセム](#)
パートナー、バンコク事務所
a.sarnthikasem@nishimura.com



タイ(和文監修者)
[下向 智子](#)
パートナー、バンコク事務所
t.shimomukai@nishimura.com



ベトナム
[ヴ・レ・バン](#)
パートナー、ホーチミン事務所
共同代表
v.l.bang@nishimura.com



ベトナム
[グエン・ティエン・フォン](#)
パートナー、ハノイ事務所
n.t.t.huong@nishimura.com



ベトナム(和文監修者)
[廣澤 太郎](#)
ベトナムプラクティスパートナー、
東京事務所
t.hirosawa@nishimura.com



インド
[鈴木 多恵子](#)
インドプラクティスパートナー、
東京事務所
t.suzuki@nishimura.com



インド
[アジュン・シャルマ](#)
アソシエイト、ドバイ事務所
a.sharma@nishimura.com



インド(和文監修者)
[箭内 隆道](#)
アソシエイト、東京事務所
t.yanai@nishimura.com



ミャンマー
[シャインミヤットキン](#)
アソシエイト、ヤンゴン事務所
s.m.khin@nishimura.com



ミャンマー
[エイティンカイン](#)
アソシエイト、ヤンゴン事務所
a.t.khaing@nishimura.com



ミャンマー(和文監修者)
[湯川 雄介](#)
パートナー、ヤンゴン事務所
y.yukawa@nishimura.com

本リーガルアップデートは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。